

○タイムズカー貸渡約款 新旧対比表 (2023年6月1日改定)

(下線赤字が改定部分)

【現行】	【改定】
<p>第8条 (貸渡) 1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. 前項の事由によりカーシェアリング車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切でないと判断される場合には、当社は、会員に対して<u>予め定めた方法に従い</u>速やかに通知するものとします。</p>	<p>第8条 (貸渡) 1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 前項の事由によりカーシェアリング車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切でないと判断される場合には、当社は、会員に対して<u>電話又はメール等の方法で</u>速やかに通知するものとします。</p>
<p>第22条 (禁止行為) 会員は、<u>カーシェアリング車両の貸渡期間中</u>、次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1)～ (9) (省略)</p> <p>(10) <u>当社又は</u>他の会員若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為 (カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない) を行うこと。</p>	<p>第22条 (禁止行為) <u>1.</u> 会員は、次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1)～ (9) (現行どおり)</p> <p>(10) 他の会員若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為 (カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない) を行うこと。 <u>(11) 当社に対して妥当性を欠く要求をすること、又は社会通念上不相当な言動 (当社又は従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等を含むがこれらに限らない) をとること。</u> <u>(12) 前号のほか当社に著しく迷惑を掛ける行為又は当社の業務を妨害する行為を行うこと。</u> <u>2. 当社は、会員が前項第11号又は第12号に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社による電話、電子メール又は書面等一切の対応をお断りすることがあります。</u></p>
<p>第35条 (個人情報の取扱い) 1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、会員情報・利用情報を第三者に提供することはありません。</p> <p>(1) 第三者に提供する目的 第9条第6項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため</p> <p>(2) 提供する個人情報の項目 氏名 住所 電話番号(その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報)</p> <p>(3) 提供の手段又は方法 郵送、FAX送信、口頭 (電話)</p> <p>(4) 当該情報の提供を受ける者 会員が利用した高速道路運営会社等</p>	<p>第35条 (個人情報の取扱い) 1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、以下に該当する場合、又は本人より同意を取得した場合、又は法令で認められている場合を除いて、会員情報・利用情報を第三者に提供することはありません。</p> <p>(1) 第三者に提供する目的 第9条第6項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため</p> <p>(2) 提供する個人情報の項目 氏名 住所 電話番号(その他前号の目的のために高速道路運営会社等が求める情報)</p> <p>(3) 提供の手段又は方法 郵送、FAX送信、口頭 (電話)、<u>電子データでの提供</u></p> <p>(4) 当該情報の提供を受ける者 会員が利用した高速道路運営会社等</p>
<p>第36条 (GPS機能) 1. 会員は、カーシェアリング車両に<u>全地球測位システム (以下「GPS機能」といいます)</u> が搭載されており、当社所定のシステムに<u>カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等</u>が記録されること、及び当社が当該記録 (利用者情報を含みます) を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 貸渡契約の終了時に、カーシェアリング車両が所定のステーションに<u>返還</u>されたことを確認する場合。</p> <p><u>(2) 第34条第1項に該当する場合その他本サービスの管理のため、カーシェアリング車両の現在位置、通行経路等を、GPS機能により当社が認識する必要があると当社が判断した場合。</u></p> <p><u>(3) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場</u></p>	<p>第36条 (<u>当社による利用情報の取扱い</u>) 1. 会員は、カーシェアリング車両に<u>カーナビ等車載機器 (以下「車載機」といいます)</u> が搭載されており、当社所定のシステムに<u>利用情報 (位置情報、通行経路、利用時間、利用距離、加減速度、最高速度等の他、衝撃検知、制御情報等のカーシェアリング車両の状態に関する情報)</u> が記録されること、及び当社が当該記録 (利用者情報を含みます) を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 貸渡契約の終了時に、カーシェアリング車両が所定のステーションに<u>返却</u>されたことを確認する場合 <u>(2) カーシェアリング車両に大きな衝撃が加えられたことを検知した等、当社が当社のサービス運営上または会員の安全確保のために状況確認を行う必要があると判断した場合</u> <u>(3) 会員の安全運転意識向上のために、カーシェアリング車両の加減速度、最高速度等を会員へ提供する場合</u></p> <p><u>(4) 第34条第1項に該当する場合、その他本サービスの管理のため、車載機から取得した利用情報を当社が認識する必要があると当社が判断した場合</u></p> <p><u>(5) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場</u></p>

<p>合。</p> <p>2. 当社は、前項の車載機 <u>GPS 機能</u> によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1) 本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合。</p> <p>(2) 第 35 条第 4 項に該当する場合。</p> <p>3. <u>GPS 機能</u> によって記録された情報は、一定期間保存し（取得後、7 年程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</p>	<p>合</p> <p>2. 当社は、前項の <u>車載機</u> によって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。</p> <p>(1) 本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</p> <p>(2) 第 35 条第 4 項に該当する場合</p> <p>3. <u>車載機</u> によって記録された情報は、一定期間保存し（取得後、7 年程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</p>
<p>第 38 条（自動車メーカー等による <u>車両情報の取得</u>）</p> <p>会員は、カーシェアリング車両に自動車メーカー、自動車販売会社及び自動車メーカー等の提携事業者（以下「自動車メーカー等」といいます）の <u>カーナビ等車載機器</u> が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり <u>車両情報</u> を取得する必要があることを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 主な <u>車両情報</u> 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報 <u>等</u></p> <p>(2) 利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</p> <p>(3) 本条に基づく <u>車両情報</u> の取得者及び責任者 自動車メーカー等</p> <p>(4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</p>	<p>第 38 条（自動車メーカー等による <u>利用情報の取扱い</u>）</p> <p>1. 会員は、カーシェアリング車両に自動車メーカー、自動車販売会社及び自動車メーカー等の提携事業者（以下「自動車メーカー等」といいます）の <u>車載機</u> が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり <u>利用情報</u> を取得する必要があることを異議なく承諾します。</p> <p>(1) 主な <u>利用情報</u> 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報の <u>他、衝撃検知、制御情報等のカーシェアリング車両の状態に関する情報</u></p> <p>(2) 利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</p> <p>(3) 本条に基づく <u>利用情報</u> の取得者及び責任者 自動車メーカー等</p> <p>(4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</p> <p>2. 当社は、<u>自動車メーカー等が車載機によって取得した利用情報について、以下の各号に該当する場合に、当該自動車メーカー等より利用情報の提供を受け、当社が保有する会員の個人情報及び利用情報と関連付けて利用する場合があります。</u></p> <p>(1) 本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合</p> <p>(2) 車両状態からカーシェアリング車両の返却確認を行う等、本サービス提供に必要な範囲で利用する場合</p> <p>3. 前項により提供を受けた利用情報は、一定期間保存し（取得後、7 年程度を目安とします）、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。</p>
<p>第 49 条（利用申込）</p> <p>1. ～ 4. （省略）</p> <p>5. 法人会員は、登録運転者に関する利用情報について当社より提供を受ける場合、<u>利用情報がプライバシー情報に該当する等、登録運転者の承諾が必要なときは、</u>法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとします。</p>	<p>第 49 条（利用申込）</p> <p>1. ～ 4. （現行どおり）</p> <p>5. 法人会員は、登録運転者に関する利用情報について当社より提供を受ける場合、法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとします。</p>